

(別添)

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表20の1の(1)のアの農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知)別表20の1の(1)のアの農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものは、次に該当するものとする。

人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)2(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取扱うことができる同種取決め等を含む。)

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。